

伊勢崎市監査基準新旧対照表

改正後	改正前
<p>(監査等の種類)</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等（以下「監査等」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項の規定による審査をいう。）</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>(監査等の目的)</p> <p>第3条 監査等の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。</u></p> <p>(リスクの識別と対応)</p> <p>第9条 監査委員は、<u>監査等（内部統制評価報告書審査を除く。以下この条、次条第2項並びに第15条第3項及び第4項において同じ。）の対象</u>のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。</p> <p>(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、<u>健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査</u>を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。</p> <p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当</p>	<p>(監査等の種類)</p> <p>第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等（以下「監査等」という。）の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>[加える]</p> <p>2・3 省略</p> <p>(監査等の目的)</p> <p>第3条 監査等の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>[加える]</p> <p>(リスクの識別と対応)</p> <p>第9条 監査委員は、<u>監査等の</u> <u>対象のリスク</u>を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。</p> <p>(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 監査委員は、決算審査、基金運用審査<u>及び健全化判断比率等審査</u>を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。</p> <p>(監査等の結果に関する報告等への記載事項)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当</p>

改正後	改正前
<p>該各号に定める事項が認められる場合にはその旨 その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p><u>(8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査等によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。</u></p> <p>3・4 省略</p> <p>5 <u>監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。</u></p> <p>(合議)</p> <p>第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p><u>(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定</u></p> <p>2 省略</p>	<p>該各号に定める事項が認められる場合にはその旨 その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>[加える]</p> <p>3・4 省略</p> <p>[加える]</p> <p>(合議)</p> <p>第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>[加える]</p> <p>2 省略</p>